

## 事業着手前確認書（空き家家財道具等片付け支援事業）

### ※利用希望者用

木城町移住定住等空き家流通促進事業補助金要綱第3条に定める、「空き家家財道具等片付け支援事業」の事業着手に先立ち、下記に記載の補助要件等について事前に確認をいたしました。

年 月 日

（補助金申請予定者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

#### ①補助対象経費

- 木城町空き家バンクに登録された空き家に残存する住宅家財道具等の処分又は移設費用として、一般廃棄物処理業者等に支払う経費。
- 空き家又はその敷地の清掃又は除草費用として事業者を支払う経費。

#### ②申請期間

- 事業完了から6ヶ月を経過するまで

#### ③補助率（限度額）

- 補助対象経費に1/2を乗じて得た額（10万円）

#### ④補助要件

- 税・使用料等の滞納がないこと。
- 暴力団等でないこと。
- 居住用として空き家を利用する場合にあっては、当該空き家の所在地に住所を移し5年以上定住をすること。
- 事業用として空き家を利用する場合にあっては、当該空き家の所在地に事業の拠点を置き5年以上当該事業を継続すること。
- 空き家バンク登録者及び所有者の配偶者又は3親等以内の親族でないこと。
- 住宅の取得又は賃貸後は、当該住宅及び敷地について適切な管理を行うこと。
- 当該事業により処分する家財等の廃棄物について法令等に基づき適切に処

分を行うこと。

- 空き家に係る売買又は賃貸契約の締結後 3 ヶ月以内に家財等の片付けを行うこと。
- 賃貸の場合にあっては、家財等の片付けについて空き家バンク登録者の了承を得ていること。

#### ⑤補助金申請に必要な添付書類

- 事業実施に係る契約書等
- 事業実施に係る経費を確認できる請求書の写
- 事業実施に係る経費を支払ったことを確認できる領収書又は銀行振込等の写し
- 家財等の整理・搬出前後の写真
- 空き家家財処分の承諾書（様式第 4 号）（賃貸の場合）
  - ※賃貸の場合、家財等の処分について書面にて所有者の承諾を得る必要があります。
- その他地域政策課に提出を求められた書類

#### ⑥返還要件

- 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合。（全額返還）
- 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合。（全額返還）
- 当該事業により処分する廃棄物等について法令等に基づく適切な処分を行われなかった場合（全額返還）
- 取得した空き家及び付属する土地について適切な管理が行われておらず、かつ、適正管理に関する行政指導に従わない場合。（全額返還）
- 取得又は賃貸した空き家に住所を移した日（事業用にあっては、取得した空き家に事業の拠点を置いた日）から起算し、5 年経過以前に転出又は転居又は当該空き家での事業の休廃止を行った場合。
  - (1) 1 年経過以前（全額返還）
  - (2) 1 年経過後 2 年経過以前（交付額の 4 / 5 返還）
  - (3) 2 年経過後 3 年経過以前（交付額の 3 / 5 返還）
  - (4) 3 年経過後 4 年経過以前（交付額の 2 / 5 返還）
  - (5) 4 年経過後 5 年経過以前（交付額の 1 / 5 返還）